

令和4年6月 日

## (名称) 上三川町地域公共交通活性化協議会

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

町内の地域間での公共交通サービスの平準化による公共交通空白地の解消及び高齢者や自動車免許を持たない者等の移動手段の確保を図るためデマンド交通を導入しました。公共交通空白地の解消及び高齢者の通院から日用品の買い出し、学童の塾通いなど多くの世代にとって欠かせない移動手段となっており、運行の継続が不可欠である。一方で、町の運営努力だけでは運行の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

令和4年度～令和6年度

デマンド交通「かみたん号」の利用者数15,200人以上／年とする

デマンド交通「かみたん号」の運行収支率を20.0%以上／年とする

(地域公共交通計画 P35 参照)

**(2) 事業の効果**

上三川町民の「生活の足」としてデマンド交通「かみたん号」が持続可能な運行ができる

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

自動予約配車システムによる効率的な運行方法の検討（上三川町・事業者）

近隣市町の運行するデマンド交通との相互利用（上三川町・近隣市町）

公共交通利用促進のPR（上三川町・事業者）

(地域公共交通計画 P37 参照)

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

表1を添付

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

・利用者アンケート（郵送による無作為調査）

**7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要****【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧****【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項****【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

**18. 協議会の開催状況と主な議論**

- 令和元年5月29日 令和元年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- 令和2年7月27日 令和2年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- 令和3年6月22日 令和3年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- 令和4年6月21日 令和4年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画について

**19. 利用者等の意見の反映状況**

アンケートにより要望の多かった送迎時間を指定しての予約の実現や、スマホやパソコンでの配車予約を可能にすることについて、自動予約配車システムの導入を行った。利用者増やお断りの減少等好ましい結果を得られたが、より効率的に運行のため検討を続ける。  
アンケートにより10代の周知率が他の世代に比べ低かった。塾通いなどでの利用を促進し、若いうちから公共交通に馴染んでもらうため、小中学生等へのPR活動を積極的に行う。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所)
(所 属)
(氏 名)
(電 話)
(e-mail)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点				基準ハで該当する要件	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保
上三川町	関東交通株式会社	(1) 上三川町デマンド交通		町内及び町外10箇所		往 km	244日	2,928回	① 区域運行	③ 上三川町役場停留所など で補助系統地域間幹線 系統駅東自動車(株)「上 三川車庫線」と、本郷台 停留所などで補助系統地 域間幹線系統駅東自動 車(株)「本郷台西汗線」 と石橋駅で補助系統地 域間幹線系統駅東自動 車(株)「石橋駅線」及び 鉄道JR東日本(株)「東 北本線」と接続	
		(2)				往 km	日	回			

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上三川町
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	31,103人
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
上三川町地域公共交通計画	令和4年6月 日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)(11)))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)